

国土建第370号  
平成27年3月31日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の継続等について (通知)

東日本大震災の被災地域における公共工事の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、被災地域における前金払の特例を継続すること等につき、別添1のとおり国土交通大臣と財務大臣との間に協議が整い、別添2のとおり各保証事業会社社長あてに、別添3のとおり地方公共団体主管部局長等あてに、それぞれ通知しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対しても、周知方お願いします。

別添2

国土建第368号

平成27年3月31日

各保証事業会社社長 へ

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

### 公共工事の前金払及び

### 東日本大震災に伴うその特例の継続について（通知）

平成27年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。

これを受け、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

## 記

東日本大震災の被災地域における特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

- (1) 平成23年4月22日から平成28年3月31日までに、新たに請負契約を締結した公共工事
- (2) 平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結した公共工事であって、平成23年4月22日から平成28年3月31日までに変更契約を締結したもの

※施工される区域が災害救助法適用市町村の区域（東京都の区域を除く。）とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。



平成 27 年 4 月 1 日  
国 土 交 通 省  
土地・建設産業局建設業課

## 東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例の継続について

### I. 趣旨

東日本大震災に係る復旧・復興事業の本格化を受け、被災地域における公共工事の円滑かつ適正な施工の確保が図られるよう、国発注工事の前金払の特例を継続します。

### II. 特例の内容

平成 23 年 4 月に創設した次の措置について、引き続き、平成 27 年度内において適用します。

#### 東日本大震災の被災地域<sup>(※1)</sup>における国発注工事について、

##### ① 前金払の割合を、請負金額の 10 分の 5 以内とする。<sup>(※2)</sup>

(原則：請負金額の 10 分の 4 以内)

##### ② 中間前金払の対象となる工事を、請負金額 300 万円以上の工事とする。

(原則：請負金額 1000 万円以上かつ工期 150 日以上工事)

(※1) 被災地域とは、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。具体的には、

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村

(平成 23 年 4 月 20 日現在における災害救助法適用市町村)

(※2) 設計・調査、測量及び機械類の製造に係る前金払の割合についても、請負金額の 10 分の 4 以内とする（原則：請負金額の 10 分の 3 以内）。

#### <お問い合わせ先>

土地・建設産業局建設業課 澤田、内藤

TEL：03-5253-8111（内線 24754、24734）

（直通）03-5253-8277

FAX：03-5253-1553

## (参考) 前金払について

### 前金払とは

資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金の確保のため、工事代金の一定割合を前払いするもの

### 前金払の効果

- 建設業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善
- 労働者、下請企業等への早期の支払確保
- 工事の円滑・適正な施工を確保

<前金払による工事資金の流れ(イメージ)>

